

1 講じた措置

返還がなされなかった田中卓爾元議員に対して、平成20年2月29日付けで、94,149円の返還を請求した。

なお、上記1名分を除く会派及び議員の返還所要額は、既に返還されている。

2 参考

平成19年11月19日付け住民監査請求に係る監査結果における勧告において、「本件監査については、法に定められた期限があるため、監査執行時点で提出を締め切った証拠書類等を基に調査したことから、今後、合理的な理由から証拠書類等の追加提出等があり、収支報告書が修正された場合は、返還所要額に変更が生じることを考慮する必要がある。したがって、このような場合、措置を講じるに先立ち監査基準を参考に審査を行い、監査委員に通知の上、返還所要額の減額を行うこと。」とされており、この証拠書類等の追加提出等の手続により収支報告書が修正された修正後の返還所要額は、69,648,353円である。

監 査 委 員

20年監査公表第3号

平成19年9月18日付け京都府職員措置請求に係る平成19年11月19日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項前段の規定により京都府知事から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり当該通知に係る事項を公表する。

平成20年3月11日

京都府監査委員 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也